

記入例3 法人成りによる変更の場合

指定番号を新規に
取得する場合は
空欄のままで構いません。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

法人登記

7年10月2日 提出 (宛先)相模原市長 給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所在地 (住所)	〒252-5277 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。 相模原市中央区中央2-11-15		特別徴収義務者 指定番号		※ 市町村ごとに 異なります	
	名称 (氏名)	〇〇株式会社		担当者 連絡先	係	経理課	
	代表者の 職氏名	相模 太郎			氏名	相模 花子	
	法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			電話	042-754-1111	

◆誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 7年10月1日

事項	変更前(旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ	サガミ タロウ(サガミヤ)	マルマル カブシキガイシャ
名称	相模 太郎(相模屋)	〇〇株式会社
電話番号	- - (内線)	- - (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1.事務所等移転(登記簿変更有) 2.書類送付先変更 3.社名(名称)変更 4.法人成り・個人事業化 [4の場合は、指定番号が変更になります。別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。] 5.給与事務の統合 6.合併による変更 7.分割による変更 [5.6.7の場合は下欄も記入してください。] 8.その他()	

統合・合併・分割後の
指定番号

- 指定番号を新規に取得する。
- 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。

指定番号 ※ 市町村ごとに
異なります

※ 合併等で法人番号の変更が発生する場合は、指定番号の継続使用は出来ません。
(登記を閉鎖をする法人の指定番号は使用不可になります。)
※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

法人成りまたは個人事業化の場合、
旧特別徴収義務者の指定番号を
継続使用することはできません。

法人
事業
所

法人番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
特別徴収義務者 指定番号															※ 市町村ごとに 異なります				

【提出先】 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 市民税課